

会員規則

(地方代表団体)

第1条 地方代表団体とは、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）定款第4条第1項第1号に規定する「各都道府県において剣道等を各統轄する団体で、当該都道府県を代表する唯一のもの」をいう。

(団体会員)

第2条 地方代表団体は、全剣連の団体会員とし、これを「特別団体会員」と称する。

2 特別団体会員の退会については、全剣連の理事会決議及び評議員会承認を得て別に定める。

3 特別団体会員のほか、全剣連の理事会決議及び評議員会の承認を得て、会長が特別団体会員に準ずると認めた団体は、全剣連の団体会員とし、これを「一般団体会員」と称する。一般団体会員の退会、会費等については、全剣連の理事会において別に定めるところによる。

(団体会員の責務)

第3条 全剣連の団体会員（特別団体会員及び一般団体会員をいう。以下同じ。）は、全剣連定款及び本規則の規定に従うほか、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の大会、演武会等を主催又は共催する場合において、不適切な商業的宣伝に参与してはならない。ただし、当該大会、演武会等のプログラム、ポスター等に掲載し、又は当該大会、演武会の入場者に頒布する方法によるものは、この限りでない。

(2) 全剣連の団体会員を組織する個人又は団体が、剣道等の大会、演武会等を主催又は共催する場合であっても、前号に準じるものとする。

(3) 前各号に掲げるもののほか、全剣連定款に規定する目的に反し、全剣連の名誉を損なうなど、不適切な行為をしてはならない。

(個人会員)

第4条 加盟団体の登録者又は特別団体会員の個人会員となった者は、全剣連の個人会員とみなし、「特別個人会員」と称する。特別個人会員は、全剣連に対し、会費を支払う義務を負わない。

- 2 特別個人会員が、所属する特別団体会員から退会した場合には、全剣連を退会したものとみなす。当該特別団体会員が、全剣連を退会した場合も同様とする。
- 3 特別個人会員のほか、次の各号に掲げる者は、全剣連の個人会員とし、「一般個人会員」と称する。一般個人会員の退会、会費等については、全剣連の理事会において別に定めるところによる。
 - (1) 外国人であつて、当該外国において剣道等を各統轄する団体で、当該外国を代表する唯一のものの長の推薦に基づき、全剣連会長が個人会員と認めた者
 - (2) 前項及び前号に掲げる者のほか、特別団体会員の長の推薦に基づき、全剣連会長が個人会員と認めた者

(個人会員の責務)

第5条 全剣連の個人会員（特別個人会員及び一般個人会員をいう。以下同じ。）は、全剣連定款及び本規則の規定に従うほか、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 剣道等の大会、演武会等に参加する場合には、不相当な報酬を受け取ってはならない。
 - (2) 剣道等の大会、演武会等における当該個人会員の成績、氏名及び写真、その使用する剣道等に係る武道具等の効能及び特徴、名称及び写真を、広告に使用し又は使用させる場合には、不相当な報酬を受け取ってはならない。
 - (3) 剣道等の大会、演武会等であっても、全剣連定款に規定する目的に反し全剣連の名誉を損なうなど不適切な行為に当たるとして、全剣連が参加等を禁止した場合には、これをしてはならない。
 - (4) 剣道等に係る映画、演劇、放送等であっても、前号に規定する不適切な行為に当たるとして、全剣連が出演等を禁止した場合には、これをしてはならない。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、第3号に規定する不適切な行為をしてはならない。
- 2 全剣連の個人会員は、全剣連の主催、共催又は後援に係る剣道等の大会に参加等をした場合、全剣連が、当該試合、演武等に関し当該個人会員の氏名、肖像、演武等に係る権利を無償で使用することを認めるものとする。

(全国組織剣道関係団体)

第6条 全国組織剣道関係団体とは、日本国内で全国的な組織及び構成員を有

する剣道関係団体であって、全剣連が団体会員としないこととしたものをいう。

- 2 全剣連は、全剣連定款に規定する全剣連の目的を達成するため、全国組織剣道関係団体と連携し協力するものとする。
- 3 全剣連は、全剣連理事会において別に定めるところにより、全国組織剣道関係団体その他これに準じる団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(会費)

第7条 特別団体会員は、定款第53条第2項の定めに従い、全剣連に対し、毎年12月28日までに納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、一律分担金15万円に登録分担金を加算した額（別表：特別団体会員会費一覧表）とし、法人会計にて計上する。

附 則

- 1 この規則は、一般財団法人登記の日から施行する。
(平成24年4月1日施行)
- 2 この規則は、令和2年3月5日から施行する。